

立川市中央図書館 公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、立川市中央図書館が利用者ならびに災害時立川駅帰宅困難者一時滞在施設としての施設利用者へ、情報の取得及び発信の利便性の向上を図ることを主な目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 利用者とは、立川市中央図書館において、立川市中央図書館公衆無線LAN利用に関わるパスワードの提供を受けた者又は災害時に本サービスにパスワードの提供を受けずして接続した者をいう。この場合において、利用者は、本規約の全ての内容に同意したものとする。

2 立川市中央図書館公衆無線LAN利用に関わるパスワードの提供を受けた者は、他者に当該パスワードを口外しないものとする。

3 第1項に掲げる以外の方法により、本サービスのパスワードを知り得て接続した者又はブラウザ認証により接続した者も本規約の全ての内容に同意したものとし、同様に利用者ともみなす。

4 施設においては、本規約を施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

5 施設は、パスワードを予告なく変更できるものとし、変更した場合は変更した旨を周知するものとする。

(本サービスの内容)

第3条 利用者は、施設が設置した本サービスアクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

(料金)

第5条 本サービスの利用に係る料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(遵守事項等)

第6条 利用者は、本サービスの利用に際し、本規約のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 本サービスを利用するための通信機器等の設定、操作は利用者が行うこと。
- (3) 通信機器のセキュリティ強化及び有害サイトへのフィルタリング等、本サービスを受ける際に必要な対策は、利用者が行うこと。
- (4) 利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう配慮して利用すること。

2 施設は、原則として利用者が利用する情報通信端末及びその付属機器等に供給する電源を提供しないものとする。ただし、電源付学習席の利用及び立川駅帰宅困難者一時滞在施設等の避難所開設時はこの限りでない。

(著作権)

第7条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。）は、施設又はそれぞれの権利の権利者に帰属するものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 遊行目的による長時間の滞留行為
- (6) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (9) 認証情報を不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に

大量にメールを送信する行為

(12) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

(13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は施設が不適切と判断した行為

2 前項各号に掲げる行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、施設は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第9条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

(1) 禁止事項に該当する行為を行った場合

(2) 本規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切と施設が判断した場合

(運用の中止)

第10条 施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく本サービスの運用を停止することができるものとする。

(1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的に又は緊急に行う場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合

(3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設が本サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第11条 施設は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、施設は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、施設は一切の責任を負わないものとする。

- 4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、施設は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、施設は一切の責任を負わないものとする。
- 6 施設は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。
- 7 施設は、無線LANの利用に関し、法令又は政府若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。
- 8 施設は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとする。
(利用規約の変更)

第12条 施設は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和6年1月15日から施行する。

別表（第4条関係）

利用場所	住所	利用時間
立川市中央図書館	立川市曙町2丁目36番2号	開館時間内